

条項の改正

【第 1 条から第 3 条：薬機法】

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 14 章	第 15 章	—	—	第 15 章
第 15 章	第 16 章	—	—	第 16 章
第 16 章	第 17 章	—	—	第 17 章
第 17 章	第 18 章	—	—	第 18 章
第 7 条第 3 項	—	第 7 条第 4 項	—	第 7 条第 4 項
第 9 条の 2	—	第 9 条の 3	—	第 9 条の 3
第 9 条の 3	—	第 9 条の 4	—	第 9 条の 4
第 9 条の 4	—	第 9 条の 5	—	第 9 条の 5
第 12 条第 2 項	—	第 12 条第 4 項	—	第 12 条第 4 項
第 12 条の 2 第 3 号	—	第 12 条の 2 第 2 項	—	第 12 条の 2 第 2 項
第 13 条第 3 項	—	第 13 条第 4 項	—	第 13 条第 4 項
第 13 条第 4 項	—	削る	—	削る
第 13 条第 4 項第 1 号	—	第 13 条第 5 項	—	第 13 条第 5 項
第 13 条第 4 項第 2 号	—	第 13 条第 6 項	—	第 13 条第 6 項
第 13 条第 5 項	—	第 13 条第 7 項	—	第 13 条第 7 項
第 13 条第 6 項	—	第 13 条第 8 項	—	第 13 条第 8 項
第 13 条第 7 項	—	第 13 条第 9 項	—	第 13 条第 9 項
第 14 条第 5 項	第 14 条第 6 項	—	—	第 14 条第 6 項
第 14 条第 6 項	第 14 条第 7 項	—	—	第 14 条第 7 項
第 14 条第 7 項	第 14 条第 8 項	第 14 条第 10 項	—	第 14 条第 10 項
第 14 条第 8 項	第 14 条第 9 項	第 14 条第 11 項	—	第 14 条第 11 項
—	新設第 14 条第 10 項	第 14 条第 12 項	—	第 14 条第 12 項
—	新設第 14 条第 11 項	第 14 条第 13 項	—	第 14 条第 13 項
—	新設第 14 条第 12 項	第 14 条第 14 項	—	第 14 条第 14 項

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 14 条第 9 項	第 14 条第 13 項	第 14 条第 15 項	—	第 14 条第 15 項
第 14 条第 10 項	第 14 条第 14 項	第 14 条第 16 項	—	第 14 条第 16 項
第 14 条第 11 項	第 14 条第 15 項	第 14 条第 17 項	—	第 14 条第 17 項
第 14 条の 2	—	第 14 条の 2 の 2	—	第 14 条の 2 の 2
第 14 条の 4 第 2 項	第 14 条の 4 第 3 項	—	—	第 14 条の 4 第 3 項
第 14 条の 4 第 3 項	第 14 条の 4 第 4 項	—	—	第 14 条の 4 第 4 項
第 14 条の 4 第 4 項	第 14 条の 4 第 5 項	—	—	第 14 条の 4 第 5 項
第 14 条の 4 第 5 項	第 14 条の 4 第 6 項	—	—	第 14 条の 4 第 6 項
第 14 条の 4 第 6 項	第 14 条の 4 第 7 項	—	—	第 14 条の 4 第 7 項
第 14 条の 4 第 7 項	第 14 条の 4 第 8 項	—	—	第 14 条の 4 第 8 項
第 17 条第 2 項	—	第 17 条第 4 項	—	第 17 条第 4 項
第 17 条第 3 項	—	第 17 条第 5 項	—	第 17 条第 5 項
第 17 条第 4 項	—	第 17 条第 8 項	—	第 17 条第 8 項
第 17 条第 5 項	—	第 17 条第 10 項	—	第 17 条第 10 項
第 17 条第 6 項	—	第 17 条第 13 項	—	第 17 条第 13 項
第 18 条第 2 項	—	第 18 条第 3 項	—	第 18 条第 3 項
第 18 条第 3 項	—	第 18 条第 5 項	—	第 18 条第 5 項
第 21 条第 3 項	削る	—	—	削る
第 23 条の 2 第 2 項	—	第 23 条の 2 第 4 項	—	第 23 条の 2 第 4 項
第 23 条の 2 の 2 第 3 号	—	第 23 条の 2 の 2 第 2 項	—	第 23 条の 2 の 2 第 2 項
第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号	—	第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号	—	第 23 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号
第 23 条の 2 の 5 第 5 項	第 23 条の 2 の 5 第 6 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 6 項
第 23 条の 2 の 5 第 6 項	第 23 条の 2 の 5 第 7 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 7 項
第 23 条の 2 の 5 第 7 項	第 23 条の 2 の 5 第 8 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 8 項
第 23 条の 2 の 5 第 8 項	第 23 条の 2 の 5 第 9 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 9 項
第 23 条の 2 の 5 第 9 項	第 23 条の 2 の 5 第 10 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 10 項

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 23 条の 2 の 5 第 10 項	第 23 条の 2 の 5 第 11 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 11 項
第 23 条の 2 の 5 第 11 項	第 23 条の 2 の 5 第 15 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 15 項
第 23 条の 2 の 5 第 12 項	第 23 条の 2 の 5 第 16 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 16 項
第 23 条の 2 の 5 第 13 項	第 23 条の 2 の 5 第 17 項	—	—	第 23 条の 2 の 5 第 17 項
第 23 条の 2 の 14 第 2 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 4 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 4 項
第 23 条の 2 の 14 第 3 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 5 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 5 項
第 23 条の 2 の 14 第 4 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 8 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 8 項
第 23 条の 2 の 14 第 5 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 10 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 10 項
第 23 条の 2 の 14 第 6 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 13 項	—	第 23 条の 2 の 14 第 13 項
第 23 条の 2 の 15 第 2 項	—	第 23 条の 2 の 15 第 3 項	—	第 23 条の 2 の 15 第 3 項
第 23 条の 2 の 15 第 3 項	—	第 23 条の 2 の 15 第 5 項	—	第 23 条の 2 の 15 第 5 項
第 23 条の 2 の 21 第 3 項	削る	—	—	削る
第 23 条の 2 の 23 第 3 項	第 23 条の 2 の 23 第 4 項	—	—	第 23 条の 2 の 23 第 4 項
第 23 条の 2 の 23 第 4 項	第 23 条の 2 の 23 第 5 項	—	—	第 23 条の 2 の 23 第 5 項
第 23 条の 2 の 23 第 5 項	第 23 条の 2 の 23 第 6 項	—	—	第 23 条の 2 の 23 第 6 項
第 23 条の 2 の 23 第 6 項	第 23 条の 2 の 23 第 7 項	—	—	第 23 条の 2 の 23 第 7 項
第 23 条の 2 の 23 第 7 項	第 23 条の 2 の 23 第 8 項	—	—	第 23 条の 2 の 23 第 8 項
第 23 条の 4 第 2 項第 2 号	第 23 条の 4 第 2 項第 3 号	—	—	第 23 条の 4 第 2 項第 3 号
第 23 条の 4 第 2 項第 3 号	第 23 条の 4 第 2 項第 4 号	—	—	第 23 条の 4 第 2 項第 4 号
第 23 条の 4 第 2 項第 4 号	第 23 条の 4 第 2 項第 5 号	—	—	第 23 条の 4 第 2 項第 5 号
第 23 条の 4 第 2 項第 5 号	第 23 条の 4 第 2 項第 6 号	—	—	第 23 条の 4 第 2 項第 6 号
第 23 条の 20 第 2 項	—	第 23 条の 20 第 4 項	—	第 23 条の 20 第 4 項
第 23 条の 21 第 3 号	—	第 23 条の 21 第 2 項	—	第 23 条の 21 第 2 項
第 23 条の 22 第 3 項	—	第 23 条の 22 第 4 項	—	第 23 条の 22 第 4 項
第 23 条の 22 第 4 項	—	削る	—	削る
第 23 条の 22 第 4 項第 1 号	—	第 23 条の 22 第 5 項	—	第 23 条の 22 第 5 項

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 23 条の 22 第 4 項第 2 号	—	第 23 条の 22 第 6 項	—	第 23 条の 22 第 6 項
第 23 条の 22 第 5 項	—	第 23 条の 22 第 7 項	—	第 23 条の 22 第 7 項
第 23 条の 22 第 6 項	—	第 23 条の 22 第 8 項	—	第 23 条の 22 第 8 項
第 23 条の 22 第 7 項	—	第 23 条の 22 第 9 項	—	第 23 条の 22 第 9 項
第 23 条の 25 第 7 項	—	第 23 条の 25 第 9 項	—	第 23 条の 25 第 9 項
第 23 条の 25 第 8 項	—	第 23 条の 25 第 10 項	—	第 23 条の 25 第 10 項
第 23 条の 25 第 9 項	—	第 23 条の 25 第 11 項	—	第 23 条の 25 第 11 項
第 23 条の 25 第 10 項	—	第 23 条の 25 第 12 項	—	第 23 条の 25 第 12 項
第 23 条の 25 第 11 項	—	第 23 条の 25 第 13 項	—	第 23 条の 25 第 13 項
第 23 条の 27 第 5 項	第 23 条の 27 第 6 項	—	—	第 23 条の 27 第 6 項
第 23 条の 27 第 6 項	第 23 条の 27 第 7 項	—	—	第 23 条の 27 第 7 項
第 23 条の 34 第 2 項	—	第 23 条の 34 第 4 項	—	第 23 条の 34 第 4 項
第 23 条の 34 第 3 項	—	第 23 条の 34 第 5 項	—	第 23 条の 34 第 5 項
第 23 条の 34 第 4 項	—	第 23 条の 34 第 8 項	—	第 23 条の 34 第 8 項
第 23 条の 35 第 2 項	—	第 23 条の 35 第 3 項	—	第 23 条の 35 第 3 項
第 23 条の 35 第 3 項	—	第 23 条の 35 第 5 項	—	第 23 条の 35 第 5 項
第 23 条の 41 第 3 項	削る	—	—	削る
第 26 条第 4 項第 3 号	—	第 26 条第 5 項	—	第 26 条第 5 項
第 28 条第 3 項	—	第 28 条第 4 項	—	第 28 条第 4 項
第 29 条の 3	—	第 29 条の 4	—	第 29 条の 4
第 30 条第 2 項	—	削る	—	削る
第 30 条第 2 項第 1 号	—	第 30 条第 3 項	—	第 30 条第 3 項
第 30 条第 2 項第 2 号	—	第 30 条第 4 項	—	第 30 条第 4 項
第 34 条第 2 項	—	削る	—	削る
第 34 条第 2 項第 1 号	—	第 34 条第 3 項	—	第 34 条第 3 項
第 34 条第 2 項第 2 号	—	第 34 条第 4 項	—	第 34 条第 4 項

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 34 条第 3 項	—	第 34 条第 5 項	—	第 34 条第 5 項
第 35 条第 3 項	—	第 35 条第 4 項	—	第 35 条第 4 項
第 39 条第 3 項	—	削る	—	削る
第 39 条第 3 項第 1 号	—	第 39 条第 4 項	—	第 39 条第 4 項
第 39 条第 3 項第 2 号	—	第 39 条第 5 項	—	第 39 条第 5 項
第 39 条第 4 項	—	第 39 条第 6 項	—	第 39 条第 6 項
第 40 条の 2 第 3 項	—	第 40 条の 2 第 4 項	—	第 40 条の 2 第 4 項
第 40 条の 2 第 4 項	—	削る	—	削る
第 40 条の 2 第 4 項第 1 号	—	第 40 条の 2 第 5 項	—	第 40 条の 2 第 5 項
第 40 条の 2 第 4 項第 2 号	—	第 40 条の 2 第 6 項	—	第 40 条の 2 第 6 項
第 40 条の 2 第 5 項	—	第 40 条の 2 第 7 項	—	第 40 条の 2 第 7 項
第 40 条の 2 第 6 項	—	第 40 条の 2 第 8 項	—	第 40 条の 2 第 8 項
第 40 条の 5 第 3 項	—	削る	—	削る
第 40 条の 5 第 3 項第 1 号	—	第 40 条の 5 第 4 項	—	第 40 条の 5 第 4 項
第 40 条の 5 第 3 項第 2 号	—	第 40 条の 5 第 5 項	—	第 40 条の 5 第 5 項
第 40 条の 5 第 4 項	—	第 40 条の 5 第 6 項	—	第 40 条の 5 第 6 項
第 40 条の 5 第 5 項	—	第 40 条の 5 第 7 項	—	第 40 条の 5 第 7 項
第 52 条	—	全部改正	—	全部改正
第 52 条の 2	—	第 68 条の 2 の 3	—	第 68 条の 2 の 3
第 52 条の 3	—	第 68 条の 2 の 4	—	第 68 条の 2 の 4
第 55 条第 2 項	模造に係る医薬品の移動		—	模造に係る医薬品の移動
第 63 条の 2	—	全部改正	—	全部改正
第 63 条の 3	—	第 68 条の 2 の 3	—	第 68 条の 2 の 3
第 65 条第 3 号	削る	—	—	削る
第 65 条第 4 号	第 65 条第 3 号	—	—	第 65 条第 3 号
第 65 条第 5 号	第 65 条第 4 号	—	—	第 65 条第 4 号

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 65 条第 6 号	第 65 条第 5 号	—	—	第 65 条第 5 号
第 65 条第 7 号	第 65 条第 6 号	—	—	第 65 条第 6 号
第 65 条第 8 号	第 65 条第 7 号	—	—	第 65 条第 7 号
第 65 条の 3	—	全部改正	—	全部改正
第 65 条の 4	—	第 68 条の 2 の 3	—	第 68 条の 2 の 3
第 65 条の 5	—	第 65 条の 4	—	第 65 条の 4
第 65 条の 6	—	第 65 条の 5	—	第 65 条の 5
第 68 条の 2	—	第 68 条の 2 の 5	第 68 条の 2 の 6	第 68 条の 2 の 6
第 69 条第 4 項	第 69 条第 5 項	第 69 条第 6 項	—	第 69 条第 6 項
第 69 条第 5 項	第 69 条第 6 項	第 69 条第 7 項	—	第 69 条第 7 項
第 69 条第 6 項	第 69 条第 7 項	第 69 条第 8 項	—	第 69 条第 8 項
第 69 条第 7 項	第 69 条第 8 項	第 69 条第 9 項	—	第 69 条第 9 項
第 70 条第 2 項	第 70 条第 3 項	—	—	第 70 条第 3 項
第 70 条第 3 項	第 70 条第 4 項	—	—	第 70 条第 4 項
第 72 条の 5	—	全部改正	—	全部改正
第 73 条	—	第 73 条の 2	—	第 73 条の 2
第 74 条の 2 第 3 項第 2 号	第 74 条の 2 第 3 項第 3 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 3 号
第 74 条の 2 第 3 項第 3 号	第 74 条の 2 第 3 項第 4 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 4 号
第 74 条の 2 第 3 項第 4 号	第 74 条の 2 第 3 項第 5 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 5 号
第 74 条の 2 第 3 項第 5 号	第 74 条の 2 第 3 項第 6 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 6 号
第 74 条の 2 第 3 項第 6 号	第 74 条の 2 第 3 項第 7 号	—	—	第 74 条の 2 第 3 項第 7 号
第 75 条の 5	—	医薬品等外国製造業者の追加	—	医薬品等外国製造業者の追加
第 77 条の 2 第 2 項	第 77 条の 2 第 4 項	—	—	第 77 条の 2 第 4 項
第 83 条の 2 第 2 項	削る	—	—	削る
第 83 条の 2 第 3 項	第 83 条の 2 第 2 項	—	—	第 83 条の 2 第 2 項
第 83 条の 2 の 2 第 2 項	削る	—	—	削る

現 行	第 1 条：改正後	第 2 条：改正後	第 3 条：改正後	最終
第 83 条の 2 の 2 第 3 項	第 83 条の 2 の 2 第 2 項	—	—	第 83 条の 2 の 2 第 2 項
第 84 条第 19 号	第 84 条第 20 号	—	—	第 84 条第 20 号
第 84 条第 20 号	第 84 条第 22 号	—	—	第 84 条第 22 号
第 84 条第 21 号	第 84 条第 23 号	—	—	第 84 条第 23 号
第 84 条第 22 号	第 84 条第 24 号	—	—	第 84 条第 24 号
第 84 条第 23 号	第 84 条第 25 号	—	—	第 84 条第 25 号
第 84 条第 24 号	第 84 条第 26 号	—	—	第 84 条第 26 号
第 84 条第 25 号	第 84 条第 27 号	—	—	第 84 条第 27 号
第 84 条第 26 号	第 84 条第 28 号	—	—	第 84 条第 28 号
第 84 条第 27 号	第 84 条第 29 号	—	—	第 84 条第 29 号
第 86 条第 1 項第 3 号	第 86 条第 1 項第 4 号	—	—	第 86 条第 1 項第 4 号
第 86 条第 1 項第 4 号	第 86 条第 1 項第 5 号	—	—	第 86 条第 1 項第 5 号
第 86 条第 1 項第 5 号	第 86 条第 1 項第 7 号	—	—	第 86 条第 1 項第 7 号
第 86 条第 1 項第 6 号	第 86 条第 1 項第 8 号	—	—	第 86 条第 1 項第 8 号
第 86 条第 1 項第 7 号	第 86 条第 1 項第 9 号	—	—	第 86 条第 1 項第 9 号
第 86 条第 1 項第 8 号	第 86 条第 1 項第 10 号	—	—	第 86 条第 1 項第 10 号
第 86 条第 1 項第 9 号	第 86 条第 1 項第 11 号	—	—	第 86 条第 1 項第 11 号
第 86 条第 1 項第 10 号	第 86 条第 1 項第 12 号	—	—	第 86 条第 1 項第 12 号
第 86 条第 1 項第 11 号	第 86 条第 1 項第 13 号	—	—	第 86 条第 1 項第 13 号
第 86 条第 1 項第 12 号	第 86 条第 1 項第 14 号	—	—	第 86 条第 1 項第 14 号
第 86 条第 1 項第 13 号	第 86 条第 1 項第 15 号	—	—	第 86 条第 1 項第 15 号
第 86 条第 1 項第 14 号	第 86 条第 1 項第 16 号	—	—	第 86 条第 1 項第 16 号
第 86 条第 1 項第 15 号	第 86 条第 1 項第 17 号	—	—	第 86 条第 1 項第 17 号
第 86 条第 1 項第 16 号	第 86 条第 1 項第 18 号	—	—	第 86 条第 1 項第 18 号
第 86 条第 1 項第 17 号	第 86 条第 1 項第 19 号	—	—	第 86 条第 1 項第 19 号
第 86 条第 1 項第 18 号	第 86 条第 1 項第 20 号	—	—	第 86 条第 1 項第 20 号

現 行	第 1 条 : 改正後	第 2 条 : 改正後	第 3 条 : 改正後	最終
第 86 条第 1 項第 19 号	第 86 条第 1 項第 21 号	—	—	第 86 条第 1 項第 21 号
第 86 条第 1 項第 20 号	第 86 条第 1 項第 22 号	—	—	第 86 条第 1 項第 22 号
第 86 条第 1 項第 21 号	第 86 条第 1 項第 23 号	第 86 条第 1 項第 24 号	—	第 86 条第 1 項第 24 号
第 86 条第 1 項第 22 号	第 86 条第 1 項第 24 号	第 86 条第 1 項第 25 号	—	第 86 条第 1 項第 25 号
第 86 条第 1 項第 23 号	第 86 条第 1 項第 25 号	第 86 条第 1 項第 26 号	—	第 86 条第 1 項第 26 号
第 86 条第 1 項第 24 号	第 86 条第 1 項第 26 号	第 86 条第 1 項第 27 号	—	第 86 条第 1 項第 27 号
第 86 条第 1 項第 25 号	第 86 条第 1 項第 27 号	第 86 条第 1 項第 28 号	—	第 86 条第 1 項第 28 号
第 86 条の 3 第 1 項第 1 号	第 86 条の 3 第 1 項第 2 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 2 号
第 86 条の 3 第 1 項第 2 号	第 86 条の 3 第 1 項第 3 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 3 号
第 86 条の 3 第 1 項第 3 号	第 86 条の 3 第 1 項第 5 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 5 号
第 86 条の 3 第 1 項第 4 号	第 86 条の 3 第 1 項第 6 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 6 号
第 86 条の 3 第 1 項第 5 号	第 86 条の 3 第 1 項第 7 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 7 号
第 86 条の 3 第 1 項第 6 号	第 86 条の 3 第 1 項第 8 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 8 号
第 86 条の 3 第 1 項第 7 号	第 86 条の 3 第 1 項第 9 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 9 号
第 86 条の 3 第 1 項第 8 号	第 86 条の 3 第 1 項第 10 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 10 号
第 86 条の 3 第 1 項第 9 号	第 86 条の 3 第 1 項第 11 号	—	—	第 86 条の 3 第 1 項第 11 号

【第 4 条：覚せい剤取締法】

現 行	改 正 後
覚せい剤取締法	覚醒剤取締法
第 30 条の 6 第 2 項	第 30 条の 6 第 3 項
第 30 条の 6 第 3 項	第 30 条の 6 第 4 項
第 30 条の 7 第 13 号	第 30 条の 7 第 14 号
第 30 条の 14	(見出しの改正)
第 30 条の 17 第 3 項	第 30 条の 17 第 4 項
第 42 条第 16 号	第 42 条第 17 号
第 42 条第 17 号	第 42 条第 18 号
第 42 条第 18 号	第 42 条第 19 号
第 42 条第 19 号	第 42 条第 20 号
第 42 条第 20 号	第 42 条第 21 号
第 42 条第 21 号	第 42 条第 22 号
第 42 条第 22 号	第 42 条第 23 号

【第 5 条、第 6 条：麻薬及び向精神薬取締法】※なし

現 行	改 正 後

【第 7 条：血液法】

現 行	改 正 後
第 7 条	(見出しの改正)
第 10 条第 3 項	第 10 条第 4 項
第 10 条第 4 項	第 10 条第 5 項
第 10 条第 5 項	第 10 条第 6 項
第 11 条第 2 項	第 11 条第 3 項
第 11 条第 3 項	第 11 条第 4 項
第 11 条第 4 項	第 11 条第 7 項

【附則：国家戦略特別区域法】

現 行	→	改 正 後
第 20 条の 3		削除